堺市指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金交付要綱

令和５年５月１日制定
令和６年９月１日改正
令和７年４月１日改正
令和８年３月３１日改正

１　補助金の名称

補助金の名称は、堺市指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

２　補助金の目的

補助金は、厚生労働省が実施する指定難病・小児慢性特定疾病データベース（以下「難病・小慢ＤＢ」という。）における臨床調査個人票のオンライン化に向け、難病・小慢ＤＢへの登録を行うためにシステム環境整備等を行う者に対して、予算の定めるところにより、医療機関のオンライン化を推進することを目的とする。

３　堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成１２年堺市規則第９７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

４　補助事業等

(1)補助対象者は、難病の患者に対する医療等に関する法律第６条の規定により、市長が定める医師（以下「指定医」という。）の勤務する医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第８条の規定に基づき届出をした診療所（以下「指定医の勤務する医療機関」という。）のうち、市長が適当と認めるものとする。

(2)補助対象事業は、厚生労働省が実施する難病・小慢ＤＢにおける臨床調査個人票のオンライン化に向け、難病・小慢ＤＢへの登録を行うためにシステム環境を整備する事業とする。

(3)補助対象経費は、補助対象事業に要する次の経費とする。

①インターネット接続用のパソコン端末機及びプリンタ等の購入費用

②ネットワーク等の環境整備費用（システムの維持管理に関する経費を除く。）

(4)消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとする。

(5)他の工事とあわせて工事を実施する場合は、補助対象部分と補助対象外部分の経費が明確に区分できないものは、補助対象外とする。

５　補助金の額

(1)補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の１/２とする。ただし、１医療機関当たりの補助上限額は、５０，０００円とする。

(2)補助金の額に、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

６　補助金の交付の申請

(1)補助事業者は、堺市補助金交付申請書（様式第１号）を市長が定める日までに提出しなければならない。

(2)交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

①役員情報届出書（規則様式第１号の２。法人の場合に限る。）

②事業計画書（様式第２号）

③収支予算書（様式第３号）

④前年度決算書

⑤工事に係る実施設計書及び工事契約書の写し

⑥見積書

⑦カタログ等仕様のわかる書類

⑧その他市長が必要と認める書類

７　補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

(1)補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

(2)補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4)規則の規定に従うこと。

８　交付申請の取下げ

補助金の交付の申請をした者は、交付決定の通知を受けた日から起算して１５日以内に交付の申請を取り下げることができる。

９　実績報告

(1)補助事業者は、堺市補助金実績報告書（様式第４号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内に市長に提出しなければならない。

(2)堺市補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

①事業実施報告書（様式第５号）

②収支決算書（様式第６号）

③工事に係る実施設計書及び工事契約書の写し

④領収書

⑤その他市長が必要と認める書類

１０　補助金の交付

(1)補助金は、規則第１４条第１項の規定による補助金の額の確定後交付する。

(2)補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、堺市補助金交付請求書（様式第７号）により、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して１５日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

１１ 変更の申請

⑴補助事業者は、補助事業の認定又は交付決定の内容に変更が生じたときは、堺市補助金変更交付申請書（様式第８号）に、当該変更に必要な書類を添えて、速やかに市長に変更の申請をしなければならない。

⑵市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた時は、堺市補助金変更交付決定通知書（様式第９号）により、申請者に通知するものとする。

１２ 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

１３ 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２ この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前の申請に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金交付要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市指定難病医療機関オンライン化（臨床調査個人票）支援事業補助金交付要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和８年３月３１日から施行する。